



営業時間短縮のお知らせ

長崎県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

○ 実施期間

令和4年1月28日（金）
～ 2月13日（日）

○ 時短営業期間中の営業時間

時 分 ～ 時 分

※酒類の提供は行いません（持込も不可）

○ 通常（時短前）の営業時間

時 分 ～ 時 分

○ 店舗名